

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」
の結果概要令和2年6月5日
内閣府規制改革推進室

2. 府省毎の主な項目

(3) 公正取引委員会

① 株式取得届出書提出手続きのオンライン化

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・ 原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認めている。また、（以下略）。

(5) 金融庁

① 金融商品取引業者等に係る手続きの簡素化等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・ (略)
- ・ 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの（様式に「印」があるものを含む）については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。

② 資金決済法に係る官公庁等への届出等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・ (略)
- ・ 省令等に規定する様式に押印欄がある書面について、押印がなくても書面を受け付けることとする。

(9) 財務省

① 所得税・住民税関連手続きの電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・ 既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ、今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。

(11) 厚生労働省

① 健康保険関連の手続

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・保険者が健康保険組合の場合、eメール（PDF等で添付）による提出を認める。
また、法令に根拠があるものについて、押印の必要性を検証し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付ける。
- ・保険者が全国健康保険協会の場合、本年4月より、GビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。GビズIDを活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。
また、事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けを行う取扱いとする。

② 雇用保険関連の手続

書面：△ 押印：○ 対面：－

- ・(略)
- ・原則として、押印無しでも受け付けることとする。
- ・(略)

③ 雇用調整助成金の申請手続

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・(略)
- ・原則として、押印無しでも受け付けることとする。

④ 厚生年金関連の手続

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・(略)
- ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。

⑤ 労働基準法に基づく就業規則、36協定等の届出

書面：× 押印：× 対面：－

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。
- ・現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手

続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、労働条件の低下や、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性がある。

- ・民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。

⑨ 医薬品等の製造販売承認申請等

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・(略)
- ・省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
- ・(略)

(13) 経済産業省

③ 電気事業法に基づく申請・届出の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

<事業規制関係>

- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(i)及び(ii)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、FAX、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。
 - (i) 事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。
 - (ii) 文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。

(14) 国土交通省

② 建設業における申請等の電子化等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)

- ・（略）
- ・再検討依頼の基準に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。
- ・再検討依頼の基準に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続（継続的な関係の中での手続である、更新申請や変更届出等）については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。

④ 宅地建物取引業者の届出事項等の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）
- ・再検討依頼の基準に従い、法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、押印がなくても書面を受け付けることとする。

（１６）原子力規制庁

① 原子力関連の届出等に係る手続きの緩和

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・可能な限り e メール（PDF 等で添付）、押印なしの文書での申請を認める。立ち合い等については原則としてオンラインでの対応を行う。

以 上